

第2期茨城県笠間・東茨城郡地域基本計画

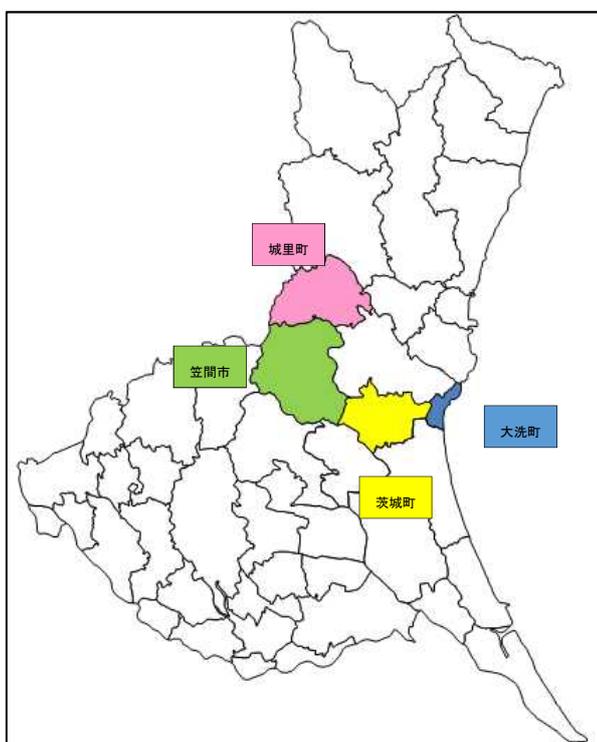
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年10月1日現在における茨城県笠間・東茨城郡地域（笠間市、茨城町、大洗町及び城里町の行政区）とする。概ねの面積は5万4千ヘクタール程度であり、県全体（約60万ヘクタール）の約8.9%にあたる。

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区、自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する県立自然公園である、御前山県立自然公園、笠間県立自然公園、吾国愛宕県立自然公園、大洗県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（旧名：日本の重要湿地500）の一部地域を含むものであるため、「8環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域、シド・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本区域には存在しない。



(環境保全上重要な地域については別紙1のとおり)

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

<地理的条件>

笠間市、茨城町、大洗町及び城里町の1市3町で構成する本区域は、県庁所在地の水戸市に隣接する茨城県の中央部に位置している。本区域の北側に久慈山地・多賀山地の山々と八溝山地の山々が連なり、本区域内には那珂川が流れるほか、ラムサール条約に登録された涸沼がある。また、東側は太平洋に面しているなど、自然豊かな地域である。首都東京から100キロメートル圏内にあり、東京とは常磐自動車道でおよそ1時間程度でのアクセスが可能である。

<インフラの状況>

高速道路は、南北に常磐自動車道、東西に北関東自動車道が本区域を貫き、区域内には現在6つのインターチェンジと1つのスマートインターチェンジが存在している。さらに、東関東自動車道水戸線の一部も本区域内で開通するなど、県内屈指の高速道路網を有する地域である。

鉄道については、県内の主要鉄道路線である東日本旅客鉄道株式会社常磐線と同水戸線が運行されており、本区域内には6つの駅がある。両線は友部駅で合流し、県都水戸方面へと向かう。また、友部駅は常磐線特急の停車駅であり、およそ80分で東京駅と結ばれている。

さらには、ターミナル駅である東日本旅客鉄道株式会社水戸駅からは、大洗駅までおよそ15分でつながる鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が運行しているなど、鉄道網が比較的発達した地域である。

港湾については、平成20年に日立港、常陸那珂港、大洗港の3港が港湾区域を統合し、茨城港となった。本区域は、高速道路に直結した東日本の新しい国際流通拠点として整備を進められている茨城港常陸那珂港区（ひたちなか市・東海村）まで北関東自動車道によりおよそ20分で結ばれている。また、茨城港大洗港区は、北海道の苫小牧港と結ばれるカーフェリーが週12便体制で運行されており、首都圏と北海道を結ぶ物流と人流の拠点として地位を確立している。

さらに、航空自衛隊百里飛行場を民間共用化することにより誕生した茨城空港（小美玉市）まで、東関東自動車道水戸線経由でおよそ30分で結ばれており、今後ひと・ものの交流のさらなる活発化が期待されている。

<産業の状況>

本区域の主要産業は、製造業の割合が圧倒的に高く、28.5%を占めている（令和3年経済センサス活動調査）。大手企業を含めた企業の工場が多く立地しており、県内の製造品出荷額等12兆1,773億円のうち、約2,700億円を占めている（令和3年経済センサス活動調査）。また、首都圏への近接性という地理的な優位性があることから、本県の企業立地件数は全国トップクラスであり、最近では、本区域の工業団地等に、高速道路網を生かした製造拠点だけでなく、物流拠点を目的として企業立地も進んでいる。

また、豊かな自然を背景とした恵まれた条件のもと、農業生産額に注目してみると、くりは本県は全国1位のところ、本区域はそのうち40%（県内1位）、メロンは本県は全国1位のところ、本区域がそのうち10%（県内2位）を占めているなど、本区域では県内有数のくりやメロンの産地が形成され、本区域は農林水産物の一大生産拠点となっており、県内の製造品出荷額のうち2位を占める食料品製造業は、それらの農林水産物を生かした本区域の主力産業であり、首都圏への食糧供給基地としての地位を確立している（令和3年農林水産省市町村別農業産出額）。

加えて、本県は、県土全体の約6割が平坦部であることから、太陽光発電に適しており、本県の太陽光発電導入容量は全国1位であるほか、大洗町に立地している日揮株式会社技術研究所では、石油・天然ガス分野では燃料のDME（ジメチルエーテル）関連の技術開発を、バイオマスの利用分野ではバイオマスによる新燃料の製造プロセスの開発やエタノールの製造プロセスの開発等、新エネルギーの研究開発を行っている。

<人口分布の状況>

人口については、笠間市約72,000人、茨城町約30,000人、大洗町約15,000人、城里町約17,000人となっており、約13.4万人の区域となっている。本区域の人口はここ数年減少傾向にある（「茨城県の人口と世帯月報」令和5年（2023年）9月1日現在）。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本区域の産業大分類別の純付加価値額（令和3年経済センサス-活動調査）をみると、「製造業」が60,611百万円と全産業の28.5%を占めることからこれらの産業の生産性改革や新製品開発等を促進することにより、地域内の付加価値を高め、質の高い雇用の創出を行う。

特に、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用数の約4割を占める「卸売業・小売業」、「サービス業」の地域内の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて域内で好循環する状況を目指す。

また、豊かな農水産物を背景として、本地域の製造業の雇用数の約26%を占める食料品製造業については、業者間の連携促進や新たな技術開発の促進を図ることで、地域農水産物の高付加価値化を目指す（令和3年経済センサス活動調査）。

さらに、低炭素社会の実現に貢献するため、次世代産業として、新エネルギー産業の新規創出を図るとともに、既存集積産業において活用し、将来にわたり自然環境の維持を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	1,805 百万円	4,175 百万円	131.3%

(算定根拠)

現状については地域の特性を活用する分野に当てはまる産業分類ごとに令和3年経済センサス活動調査より1事業者あたりの付加価値額を設定し、地域経済牽引事業計画の承認実績10件を乗じて付加価値創出額である1,805百万円とした。

目標については以下のように地域の特性を活用する分野に当てはまる産業分類ごとに1事業所あたりの付加価値額を設定し、想定事業数及び生産波及効果を乗じて付加価値創出額を算出し、その数値を積上げ、2,370百万円の付加価値額を創出することを目指す。

産業分類	純付加価値額	事業所数	1事業所あたりの付加価値額
製造業	1,923,345 百万円	9,826	196 百万円
農林漁業	42,376 百万円	1,044	41 百万円

産業分類	1事業所あたりの付加価値額	想定事業数	生産波及効果	付加価値創出額
製造業	196 百万円	9	1.3	2,293 百万円
農林漁業	59 百万円	1	1.3	77 百万円
合計		10	—	2,370 百万円

- ・農林漁業の1事業所あたりの付加価値額が41百万円と県の平均付加価値額を下回っているため、茨城県の1事業所当たりの平均付加価値額59百万円で設定したもの。
- ・想定事業者数は過去(H30～R5)の承認実績(10件)を採用。

※付加価値額：令和3年経済センサス-活動調査

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業による純付加価値が 5,917 万円（茨城県の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス-活動調査）を上回ることを。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、本区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の取引額が開始年度比で 11.3%以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 11.3%以上増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 33.3%以上若しくは 10 人以上増加すること。
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 22.1%以上若しくは 24.0 百万円以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画について、重点促進区域は設定しない。
今後、記載の必要が生じた際は、本計画を変更し定めることとする。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①常磐自動車道や北関東自動車道、東関東自動車道水戸線等の交通インフラを活用した成長ものづくり分野
- ②くりやメロン、シラス等の県産農水産物を活用した食品関連産業分野
- ③豊かな森林や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

- ①常磐自動車道や北関東自動車道、東関東自動車道水戸線等の交通インフラを活用した成長ものづくり分野
本地域の道路交通は、南北方向には常磐自動車道、国道 6 号が整備され東京まで約

100 キロ、約 60 分の距離にある。また、東西方向には北関東自動車道や国道 50 号、国道 51 号が整備され、茨城県から栃木県、群馬県の北関東を結んでおり、北関東自動車道経由で茨城港常陸那珂港区まで約 20 分、東関東自動車道水戸線経由で茨城空港まで約 30 分の距離にある。特に、北関東自動車道の全線開通により、首都圏から放射状に伸びている東北自動車道、関越自動車道、常磐自動車の 3 つの高速道路が連結されたことに加え、県内での首都圏中央連絡自動車道全線開通により、北陸、甲信越、中部、関西などへのアクセスが飛躍的に向上した。

こうした優位性に加え、本区域内には、茨城町西インターチェンジを内包している茨城中央工業団地（1 期・2 期）、友部 S A スマートインターチェンジに隣接する茨城中央工業団地（笠間地区）等、区域内に工業団地等が約 340 ヘクタールあることから、首都圏や近接するエリアに関連する成長ものづくり産業を誘致する環境が整っているほか、こうした交通インフラの整備を背景に製造業をはじめ、物流業や卸売り等を担う関連産業が多く立地している。具体的には、製造業は本区域内に 250 社、物流関連事業者は 183 社、卸売関連事業者は 285 社となっている（令和 3 年経済センサス活動調査）。

こうした流れを受け、令和 4 年 3 月に策定された「第 2 次茨城県総合計画」においては、本区域を含む県央地域を陸・海・空の要衝と位置づけ、本区域にある茨城中央工業団地への企業誘致などの産業基盤の整備・強化を進めることにより、産業拠点づくりに取り組んでいくこととしている。

今後は、本地域における、交通の優位性及び製造業の集積という資源を活用しながら、産業支援機関との連携による生産性の向上を図るなどして、ものづくり産業の更なる成長を推進していく。

②くりやメロン、シラス等の県産農水産物を活用した食品関連産業分野

本県は豊かな自然を背景とした恵まれた条件のもと、農業産出額が全国 3 位（令和 3 年、4,263 億円）、産出額が全国 1 位のもの（鶏卵、かんしょ、メロン、かんしょ切干、ピーマン、れんこん、切り枝、みずな、こまつな、芝、チンゲンサイ、くり、せり）が多数あるなど、農業が盛んであり、特に、くりについては、産出額が全国 1 位（20 億）の本県の中で本区域はその約 40%（約 8 億円）を占めている。また、メロンについても、本県の産出額が全国 1 位（約 130 億円）であるなかで、本区域はその約 10%（約 13 億 5 千万円）を占めている（令和 3 年市町村別農業産出額）。

加えて、本区域は重要港湾である茨城港大洗港区を内包しており、太平洋に面している大洗町周辺では水産業が盛んである。本区域における漁獲量は約 1,535 トンで、水揚げされる代表的な魚はシラスのほか、ヒラメ、カレイなどである。こうした魚の加工業も盛んであり、本区域内には、約 30 の水産加工業者が存在している。

こうした豊かな農水産物を背景に、本区域内には食料品製造業が多く存在しており、事業所数 98 社（製造業の約 15%）、従業員数 2,999 人（製造業の約 26%）と、本区域の

主力産業となっている（令和3年経済センサス活動調査）。

今後は、既存の食品加工事業者等との連携の促進や新たな技術開発の促進を図ること
で、地域農水産物の高付加価値化を図る。

③豊かな森林や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

本区域の、北部から北西部にかけて、南北に久慈山地・多賀山地の山々と八溝山地の山々が連なり、豊富な森林が存在している。特に、城里町では林野面積が約61%を占めており（2020年農林業センサス）、木材伐採等により木質バイオマス発電の燃料が豊富に存在している。また、総流路延長150キロメートル、流域面積3,270平方キロメートルある那珂川があり、東側は太平洋に面していることから、豊富な水資源を有している。さらに、茨城町、大洗町にまたがる潤沼が平成27年5月28日にラムサール条約に登録されるなど、自然豊かな環境を有している。

本県は、県土全体の約6割が平担部であることから、太陽光発電に適しており、本県の太陽光発電導入容量は全国1位である。また、笠間市は県内導入容量で第3位であることをはじめ、本区域の導入容量は県全体の8%を占めている。また、大洗町に立地している日揮株式会社技術研究所では、石油・天然ガス分野では燃料のDME（ジメチルエーテル）関連の技術開発を、バイオマスの利用分野ではバイオマスによる新燃料の製造プロセスの開発やエタノールの製造プロセスの開発を行っている等、新エネルギーの研究開発を行っている。

茨城県が平成26年5月に策定した「いばらきエネルギー戦略」では、「地域特性を活かした『エネルギー先進県』の実現」を基本目標として掲げ、地域のエネルギー資源である再生可能エネルギーについて、地域の課題解決や地域の活性化に結び付くよう、地域資源の活用・促進を図ることとしていることから、今後は本区域の豊かな自然環境を活用し、環境・エネルギー分野を推進していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野等を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の各支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出する。

（2）制度の整備に関する事項

①固定資産税等の減税措置の創設

市町では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、固定資産税等の減税措置に関する条例の制定を検討する。

②地方創生関係施策

デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、常磐自動車道や北関東自動車道、東関東自動車道水戸線等の交通インフラを活用した機械・自動車産業の成長ものづくり分野、県産農水産物を活用した食品関連産業分野、豊かな森林や水資源等の自然環境を活用した環境・新エネルギー分野において、設備投資支援等による事業環境の整備や、販路拡大の強化等を検討する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①県によるオープンデータ化の推進

県は、オープンデータの公開サイトを通じ、庁内に保管するデータのオープンデータ化を進めることで、生活の利便性や行政の透明性の向上を図るとともに、民間企業等でのオープンデータの利活用による新事業の創出を促すなど、社会・経済活動の活性化に寄与することを目指す。

②各市町によるオープンデータ化の推進

市町は各市町ホームページを活用し、市政及び町政に関連するデータの公開を進めるほか、茨城県と全市町村が共同で整備を進める県域統合型GIS（地理情報システム）「いばらきデジタルまっぷ」を通じて、住民生活に関連する各種行政情報の提供を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決については、笠間市企業誘致・移住推進課企業立地推進室内、茨城町商工観光課企業誘致推進室内、大洗町まちづくり推進課内及び城里町まちづくり戦略課内に、相談窓口の設置を検討するとともに、茨城県立地整備課が窓口となり、関係部署との調整を行う。また、事業環境整備の提案を受けた場合についても、同窓口を中心に、対応に向けて関係機関や関係部署と調整する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

優れた技術シーズの発掘・事業化から定着までの一貫した支援、スタートアップエコシステムの形成などに取り組み、世界に挑戦するベンチャー企業の創出・育成を推進していく。

②地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

令和4年に策定した、「茨城県産業活性化に関する指針」に基づき、本県産業の目指すべき方向性とその実現に向けた産業振興施策の具体的な取組を推進していく。

③地域ブランドの育成・強化

地場産業の育成を図るため、伝統的工芸品産業や地場産業の組合、中小企業者グループによる新商品開発や販路開拓、後継者育成等の取組を支援していく。

④研究開発や販路開拓等の支援

産業技術イノベーションセンターが中心となり、県内中小企業の技術革新を牽引するための先導的分野の研究開発を推進していくほか、いばらき中小企業グローバル推進機構と連携し、あらたな市場獲得に向けた海外販路開拓等のチャレンジを支援していく。

⑤人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

地域の中小企業等において求められる知識の習得又は技能の向上のための教育訓練の実施により人材育成を支援していく。また、地域の中小企業など県内産業を支える人材確保についても支援していく。

⑥産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）

市町村が主導する開発に係る各種手続を部局横断的な体制で支援し、スピーディな産業用地の確保を図っていく。

⑦賃上げ促進（賃上げ促進支援）

県・経済団体・労働団体の3者による意見交換を実施するとともに、茨城労働局長及び地方審議会会長に最低賃金引き上げに関する要請を実施していく。

⑧GXの促進支援

令和3年に設置された「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会」において、産業におけるカーボンニュートラル社会に向けた官民連携による集中的取組を進め、本県の将来を担う産業の創出を目指していく。

⑨DX支援（デジタルトランスフォーメーションの促進支援）

成長産業・分野を支えるデジタル人材を育成するためのデータサイエンス学習の支援や、関係組織の連携により、中小企業における各ステージにあわせたDXの促進・支援をしていく。

⑩事業承継支援

地域の価値ある産業の維持・発展のため、県内関係機関と連携しながら、後継者不在の企業に対して、M&A（企業の合併・買収）の手法を活用した事業承継を支援していく。

⑪インフラの整備

茨城町内の茨城中央工業団地へのアクセス環境の向上のため、大洗友部線を整備する。この路線が完成することにより、常磐自動車道と並ぶ県内交通の大動脈である国道6号から茨城中央工業団地、茨城中央工業団地（笠間地区）へアクセスが飛躍的に向上することとなる。また、県都水戸と茨城中央工業団地を結ぶ玉里水戸線、茨城中

央工業団地（笠間地区）を結ぶ石岡城里線のボトルネックも解消される。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度から 令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】		
①固定資産税の減税措置の創設	検討・運用	検討・運用
②デジタル田園都市国家構想交付金の活用	活用	活用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
①県によるオープンデータ化の推進	運用	運用
②各市町によるオープンデータ化の推進	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
①県・市町	運用	運用
【その他】		
①スタートアップへの支援	検討・運用	検討・運用
②地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援	検討・運用	検討・運用
③地域ブランドの育成・強化	検討・運用	検討・運用
④研究開発や販路開拓等の支援	検討・運用	検討・運用
⑤人材確保に向けた支援	検討・運用	検討・運用
⑥産業用地の確保に向けた支援	検討・運用	検討・運用
⑦賃上げ促進	検討・運用	検討・運用
⑧GXの促進支援	検討・運用	検討・運用
⑨DXの促進支援	検討・運用	検討・運用
⑩事業承継支援	検討・運用	検討・運用
⑪インフラの整備	工事	工事

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、県内の公設試験研究機関である茨城県産業技術イノベーションセンター等や、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構などの県内産業支援機関、さらに、地域に存在する各支援機関などが相互に補完・連携しながら、それぞれの役割を十分に果たしていくことで、支援効果を最大限に高めていく必要がある。そのため、県と市町で連携した情報共有ができるよう努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①茨城県産業技術イノベーションセンター

競争力が高く成長分野で活躍する企業の創出を目指し、「企業のイノベーション創出促進」と「開発力・提案力・スピードを持った企業の育成」に向け、イノベーションに資する研究、ビジネス創出支援、コンサルティング、人材育成に取り組んでいる。

この他、大学・研究機関等と連携して、中小企業が求める先端的な技術移転について、国立研究開発法人産業技術総合研究所等との連携により製品開発などを進めている。

さらに、栃木県・群馬県と連携した「北関東デジタルものづくりネットワーク」や福島県・群馬県・山梨県と連携した「医療機器産業強化コンソーシアム」において、セミナーの開催や機器の相互利用に取り組むなど、他県の公設試験研究機関と連携して、新技術の導入や成長産業への進出を促進することで、中小企業の競争力強化に向けた支援を行っている。

②公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構

活力ある中小企業・小規模事業者の育成を図るため、新産業・新事業分野の創出と販売戦略の支援、産業支援機関等との連携の強化、中小企業の経営力向上の推進、競争力強化のための商品開発、販路開拓や生産性の向上などを推進している。また、海外展開を推進するため、ビジネスマッチングの機会創出、商談のフォローアップなど、グローバルなビジネス支援を担っている。

地域金融機関等の地域経済牽引支援機関が行う支援事業の内容及び実施方法については、関係支援機関の理解醸成を図りながら、今後、関係者間で調整・検討していく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

茨城県は、190キロメートルに及ぶ海岸線、霞ヶ浦、筑波山に代表される豊かな水、緑の山野に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神により、自然との調和の中で今日の豊かな生活を築いてきた。

この豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくため、県では平成8年に茨城県環境基本条例を制定し、本条例に基づき、県民、事業者及び地方公共団体が連携し、協力し合って、良好な環境を保全し、進んでやすらぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造を目指している。

また、令和5年3月に策定した「第4次茨城県環境基本計画」においては、事業者の役割として、公害防止のための取組はもとより、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの積極的な導入・利用、製品等の設計・製造、流通、消費及び廃棄のあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化するサーキュラーエコノミーへの移行、生産工程や流通過程からの環境負荷の削減などの取組を自主的かつ積極

的に進めることが求められている。

さらに、本区域内においては笠間市環境基本条例（平成 18 年制定）、茨城町環境基本条例（平成 21 年制定）、大洗町環境基本条例（平成 19 年制定）を定めており、事業者の責務を明らかにしている。

事業者は、こうした条例や計画の趣旨を十分に理解し、その事業活動を行うに当たっては、生活環境への配慮及び自然環境・生物多様性の保全はもとより、廃棄物の適正処理、3Rの推進、さらには地球温暖化対策等を積極的に推進していくことが求められる。

また、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などを行い、環境と調和した持続可能な事業活動を展開するとともに、地域社会の一員として、県民、民間団体、市町及び県との連携・協力を図りながら、地域における環境の保全と創造に向けた取組を積極的に推進することが求められる。

県は、県民、民間団体、事業者、市町村、近隣県、国等と連携を図り、各主体が自主的かつ積極的に良好な環境の保全と創造の取組に参加できるよう、それぞれの役割や取組の方向などを明らかにするとともに、各主体間のネットワーク構築などを図り、総合的に環境保全対策を推進するとともに、県民や事業者等の自主的かつ積極的な実践行動を促進するための各種の制度づくりや環境情報の提供、環境学習の推進、普及啓発などを行う。

事業者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（旧名：日本の重要湿地 500）及びこれらの区域に近接している区域での事業実施に当たっては、多様な自然環境と生物多様性の保全に十分に配慮する。また、環境保全上重要な地域での整備の実施にあたって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

本計画の実施及び地域経済牽引事業計画の承認に当たっては、これらの取組を実践し、国が定める各種環境法令を遵守するとともに、事業活動に伴い生じ得る環境保全上の問題に配慮しつつ、地域社会との調和を図る。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所と調整し、県の環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮して行う。

（2）安全な住民生活の保全

県は、安全な社会の実現に向けた取組として、市町村、事業者及び県民との連携・協力のもとに推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のために必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」（平成 15 年茨城県条例第 16 号）を制定している。

この条例の趣旨を踏まえ、犯罪の防止及び地域社会の安全に資するため、市町は、県・事業者と連携・協力し、以下の取組を行う。

①犯罪防止のための環境整備

本区域内の道路、公園などの公共施設に、必要に応じて防犯灯や防犯カメラを設置するなど、犯罪の起こりにくい環境整備に努める。

②事務所情報の把握

空き事務所、空き工場が犯罪の温床となることを防止するため、本区域内の事業所情報の把握に努め、所有者に管理の徹底を求める。

③警察との連携

犯罪や事故発生時における警察への連絡体制の整備を図る。

④地域の防犯活動の推進

今後とも、市町、警察、地域防犯組織による連携を基本に、地域の事業所の参加・連携も図りつつ、地域に根差した防犯活動のより一層の充実を促進する。

⑤外国人の不法就労の防止

外国人の雇用については、事業者には就労資格の有無の確認の徹底を要請し、不法就労防止に努める。

⑥地域住民との協議

本計画に基づく産業活性化のための措置で、地域住民の生活環境等にかかわるものの実施に当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分聴取する。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

年に1回(10月頃)、県、笠間市、茨城町、大洗町及び城里町で会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを行い、効果の検証と当該事業の見直しを実施していく。

②諸計画との調整方針等

本県における港湾計画においては、港湾を中心とした北関東地域の物流・産業拠点として交通体系の強化が計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては、同計画と調和して整合を図るものである。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。

今後、記載の必要が生じた際は、本計画を変更し定めることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

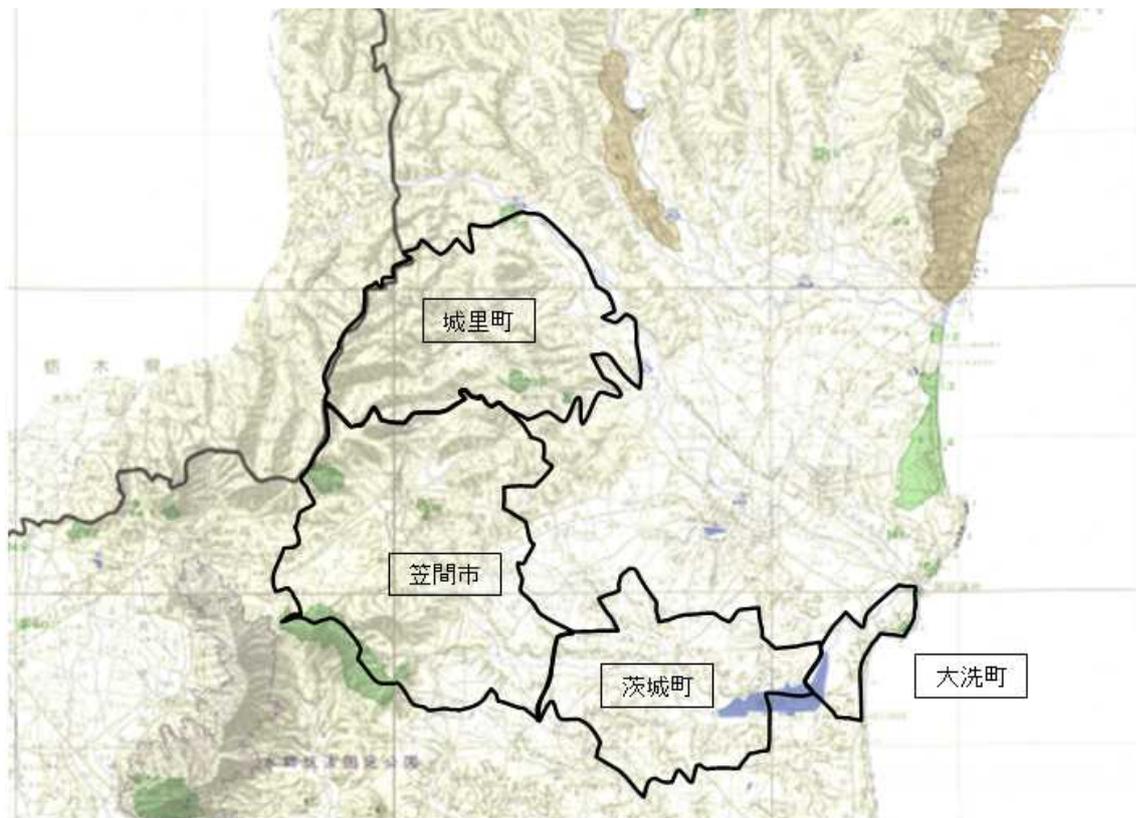
10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末までとする。

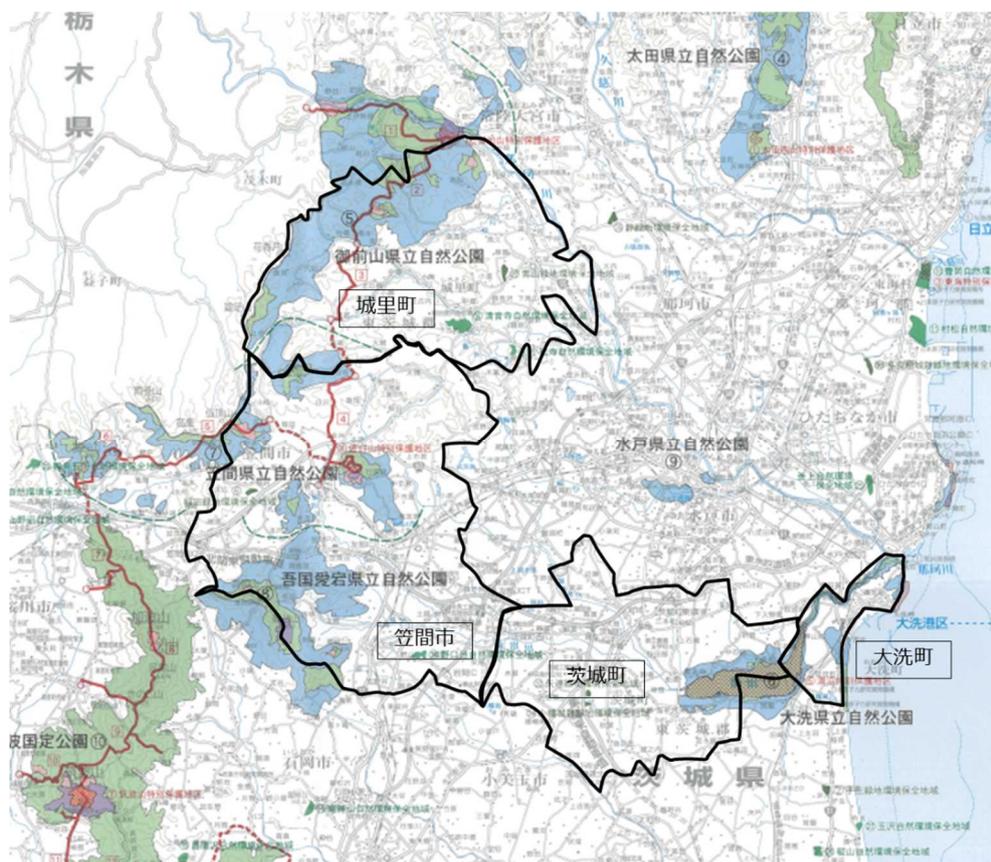
「茨城県笠間・東茨城郡地域基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

【環境保全上重要な地域】

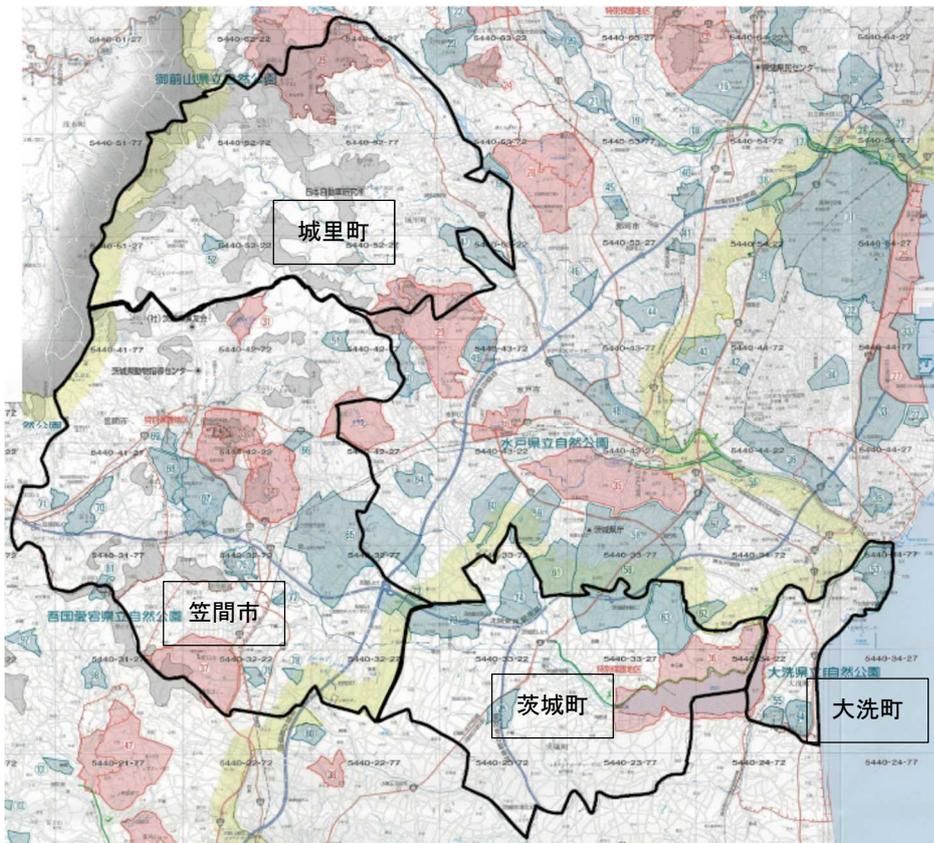
- ・環境省選定 特定植物群落（緑色部分）



- ・自然公園法（昭和 32 年法律 161 号）に規定する自然公園地域（着色部分）



- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣保護区（赤色部分）



- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（旧名：日本の重要湿地 500）
 155 那珂湊池先沿岸（ひたちなか市、東茨城郡大洗町）
 157 涸沼（東茨城郡茨城町、大洗町、銚田市）



※図中の番号は、重要湿地整理番号を示しています。